

# 「ふるさと納税」を確定申告書に記載し忘れた場合

➡「更正の請求書」の提出が必要です。

## 1 更正の請求とは

確定申告期限後に申告書に書いた税額等に誤りがあったことを発見した場合などで、申告等をした税額等が実際より多かったときに正しい額に訂正することを求める場合の手続きです。

## 2 作成・提出方法

スマホ等から確定申告書作成コーナーで**更正の請求書**等を作成の上、e-Taxにより提出ができます。

また、書面で更正の請求書等を作成の上持参又は送付により提出することもできます。

記載方法は、右記の記載例を参照してください。**当初提出された確定申告書から①～⑧**を転記し、**A～M**は新たに追加もしくは計算をしていただくこととなります。

※【記載例】更正の請求書のDの税額計算は、下記の表をご参照ください。

所得税の税率表

| 課税される所得金額                    | 税率  | 控除額        |
|------------------------------|-----|------------|
| 1,000円 から 1,949,000円まで       | 5%  | 0円         |
| 1,950,000円 から 3,299,000円まで   | 10% | 97,500円    |
| 3,300,000円 から 6,949,000円まで   | 20% | 427,500円   |
| 6,950,000円 から 8,999,000円まで   | 23% | 636,000円   |
| 9,000,000円 から 17,999,000円まで  | 33% | 1,536,000円 |
| 18,000,000円 から 39,999,000円まで | 40% | 2,796,000円 |
| 40,000,000円 以上               | 45% | 4,796,000円 |

## 【記載例】 更正の請求書

令和7年3月14日に提出した確定申告書でふるさと納税（3件、30,000円）を申告し忘れた場合

### ○ 当初提出された確定申告書

### ○ 更正の請求書

## 3 添付書類

①請求の理由の基礎となる事実を証明する書類⇒ふるさと納税の場合は、寄附先の地方公共団体から送付された「寄附金受領証明書」

②本人確認書類の提示又は写し  
※e-Taxにより提出される場合は、本人確認書類の提示又は添付は不要です。

確定申告書等作成コーナー



「更正の請求書」の用紙が必要な方は、こちらからダウンロードできます。

用紙ダウンロード



不明な点は、チャットボットや電話でご相談を受け付けています。



ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」がお答えします。

チャットボットでの相談



更正の請求書の作成に当たりご不明な点がある場合は、所轄の税務署や電話相談センターへお電話ください。

税務署 R7.5

書かない  確定申告！

確定申告は **マイナンバーカード** で **e-Tax**

空いた時間に  
スマホで  
サクっと♪



## e-Taxの5つのメリット



自宅から  
申告可能



24時間利用可能  
※メンテナンス時間を除きます



申告内容をいつでも  
データで確認可能



添付書類  
提出不要  
※一部の書類を除きます



早期還付  
(3週間程度で還付)

書面提出の場合は  
1か月～1か月半程度で還付

すでに  
約 **70%** の方が  
**e-Tax**で  
申告しています!!

 e-Taxに必要なものはたったこれだけ！

✓ マイナンバーカード 

✓ スマホ  スマホにマイナポータルアプリをインストール♪

 確定申告書等作成コーナーなら、  
金額等を入力するだけで **自動計算** で申告書が完成！  
申告書はそのまま **e-Tax** で送信

 さらに **マイナポータル連携** で 集計や入力の手間が不要♪  
**給与情報** や **控除証明書** 等のデータが **自動入力** でき、  
**控除証明書** 等の **書面の管理** や **保管** も不要！

※ ご利用には事前準備が必要です。事前準備は余裕をもってお早めに！



マイナンバーカードを利用し  
た確定申告の案内はこちら



作成コーナーはこちら



マイナポータル連携  
の詳細はこちら



事前準備の詳細  
はこちら